

執筆担当	所在地	畜種	キーワード
宮崎牧場 衛生課	宮崎県 小林市	肉用牛 豚	来場者 飼養衛生管理基準

来場者に対する防疫対応について

1 はじめに

家畜伝染病の発生を予防するため、日頃から、家畜伝染病予防法により定められた飼養衛生管理基準に基づいた防疫対応を適切に行うことが重要です。今回は、(独) 家畜改良センター宮崎牧場（肉用牛及び豚を飼養）で実施している、来場者に対する防疫対応をご紹介します。

2 立入の制限 飼養衛生管理基準 15（牛・豚）

衛生管理区域に立ち入る必要のない用事であれば、衛生管理区域外の建物（庁舎）で済ませたり、ウェブ会議システムを活用しリモートで対応をするようにしています。

衛生管理区域の入口は2か所ありますが、使用頻度が高いメインの入口には看板による注意喚起を行うとともに、閉庁時間以外はゲートを閉めて、部外者が不用意に立ち入らないようにしています。もう一つの使用頻度が低い入口は常時ゲートに施錠をしています。大がかりなゲートが無くても、例えば三角コーンとバー、ロープ、消石灰帯などでも対策ができると思います。

当场でも、以前に観光者とおぼしき車が敷地内に迷い込み、声がけをする間もなく衛生管理区域の入口へ向かって行ってしまったことがありましたが、入口の様子を見ると、手前でUターンし退出していきました。



写真1：メインの入口の様子
(立入禁止の看板は、多言語のものである
と外国人向けにもなり、より良い)

写真2：常時ゲートを閉めている入口の様子
(消石灰帯を敷設することで、消毒効果だけ
でなく、視覚的に管理区域であることが
分かりやすくなる効果が期待できる)

3 車両の消毒 飼養衛生管理基準 19（牛・豚）

衛生管理区域に入場する車両について、確実な消毒実施のために、来場した運転手にお任せするのではなく、必ず、職員が消毒作業を行うようにしています。タイヤの内側など、消毒薬のかかりが悪くなる場所があるので、多方向から消毒薬がかかるように作業をします。



写真3：車両消毒の様子

（車両全体を消毒するが、特に足回りを入念に行う）



写真4：タイヤの外側からのみ消毒薬をかけた場合の内側の様子

（写真3のように勢いよく噴霧していても、矢印部分の消毒薬のかかりが悪くなる）

4 来場者の着替え・履き替え等 飼養衛生管理基準 17・18（牛・豚）

扉を2枚付けた物置を利用し、一方通行が可能な更衣室を設置しています。来場者には入場前にここで、衛生管理区域内用の専用作業着・長靴に着替え・履き替えのうえ、手指消毒と長靴の消毒を行ってもらいます。大がかりな更衣室の設置が難しければ、使い捨ての不織布つなぎやガウン、ブーツカバーを活用するのも一つの方法です。また、靴の洗浄や踏み込み消毒の設置がしやすくなるよう、衛生管理区域入口付近には水道があることが望ましいです。



持ち手を付けて
開け閉め作業を
容易にしている

フタにより、
雨水や落ち葉
の混入等によ
る消毒効果の
減弱を防ぐ

必ず入るように、
降り口に長靴消毒槽
を配置

写真5：着替え等を済ませて更衣室から出る様子



写真6：更衣室内の記帳スペース（後述）

5 来場者の記録 飼養衛生管理基準 4（牛・豚）

更衣室内に記帳ができるスペースを設け、前述の着替えのタイミングで、来場者記録票を記入してもらっています。これにより、いつ、誰が来場したか等を記録し、あわせて遵守事項（一週間以内の海外渡航の有無など）を来場者にチェックしてもらい、さらに立会職員がチェックをすることで、確実に飼養衛生管理基準の遵守ができるようにしています。

また、当記録は、口蹄疫や豚熱といった特定家畜伝染病が発生した際に、都道府県へ提出する疫学情報の基礎にもなります。（疫学情報に必要なさかのぼりの日数：口蹄疫＜過去 21 日間＞、豚熱＜過去 28 日間＞）

なお、当記録は飼養衛生管理基準に従い、少なくとも 1 年間保存しています。

来場者記録票（業者用）			
①来場日時	令和 年 月 日	午前 午後	時 分
②所属会社名 及び住所	会社名： 会社住所： 県 市・町・村（市町村名まで記入）		
③来場者氏名			
④過去 1 週間の 海外の滞在歴	有 ・ 無	※「有」と回答した方 滞在期間 令和 年 月 日まで ※過去 1 週間以内に海外滞在歴がある場合は入場できません。立会職員または衛生課職員（0984-23-3500）にご連絡ください。	
⑤当日の来場前 の他の畜産施設 への立ち寄りの 有無	有 ・ 無	※当日、来場前に他の畜産施設に立ち寄っている場合は入場できません。立会職員または衛生課職員（0984-23-3500）にご連絡ください。	
⑥来場者の健康 状況	良好 ・ 発熱 ・ その他の体調不良（ ） ※インフルエンザ等の感染症蔓延防止対策として、発熱やその他感染症が疑われる症状がある方の入場はご遠慮ください。ご不明な点があれば、担当職員（0984-23-3500）にお問い合わせください。		
⑦場内の 立入先	SPF豚舎基地（山の上）・肉用牛基地（山の上）・導入牛基地（事務所付近） 西基地（まきばの柵付近）・待機豚舎（ひなもり台方面）・検疫牛舎（西基地付近） 非衛生管理区域（農場等）・その他（ ）		
⑧場内での 用務内容	飼料運搬 ・ メーター検針等 ・ メンテナンス 給油 ・ その他（ ）		
⑨青つなぎの 着用	有 ・ 無	※一畜プレハブで青つなぎ・白長靴を着用する必要があるのは以下の場所に立ち入る場合です。 ○SPF豚舎基地 ○肉用牛基地 ○上記基地を含む衛生管理区域（庁舎上の車両消毒装置より上の場所）	
⑩白長靴への 履き替え	有 ・ 無		
⑪手指消毒	有 ・ 無		
と協力ありがとうございました。本票を立会職員にお渡しください。 なお、SPF豚舎基地又は導入牛基地に立ち入る方については、お手数をおかけしますが各基地更衣室に備えている記録票にも記録をお願いいたします。			
※以下は立会職員記入欄です			
立会者氏名	総 ・ 一 ・ 二 ・ 衛		
一畜における 車両消毒 実施状況	有 ・ 無	※立会職員へ フロアマットはビルコンで、室内はアルコールで消毒すること SPF豚舎基地に立ち入る車両は車輪全体を消毒すること	
衛生課 確認欄		確認年月日	確認者名

衛生管理区域への
立入の年月日

立ち入った者の氏名
及び住所又は所属

飼養衛生管理基準 16
（牛・豚）に基づく
遵守事項の確認

飼養衛生管理基準 17・
18（牛・豚）に基づく
遵守事項の確認

JGAP 認証基準に
基づく、農場に
立ち入る関係者の
健康状態の把握

消毒の実施の有無

6 おわりに

農場へは連日、多くの来場者が訪れます。当場のここ数か月の来場者記録（衛生管理区域内への入場があった者）を振り返りますと、飼料運搬、設備機械の修理、電気点検、給油、プロパンガスの納品、家畜の登録審査、と毎日のように様々な来場者が訪れました。

来場者への対応はその都度行う必要があるため、手順を定めて農場の誰もが対応できる体制を整えることで、負担を分散しながら適切な対応が継続できるだけでなく、一人一人の防疫意識の向上にもつながると思います。

また、資材の活用や、記録票の整備等により防疫対応の補強ができますので、今回ご紹介した取り組みも参考にしながら、それぞれの農場にあった防疫対応を実践してみてはいかがでしょうか。

会場においても、引き続き、職員一同で防疫対応に努めてまいります。

（以上）